

### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「2020年の政治意識世論調査で、オペレーターが各設問を重ね聞（何回聞くことを許すか回数も）しているかどうかを示す文書・指示書・手順書・マニュアル等あらゆる文書」として、「特に内閣支持率について、この重ね聞できる最大の回数によって、『わからない・未回答』の割合をコントロールしている（それは自動的に、支持率のコントロールにつながる）疑惑がある。その事実関係を示す、あらゆる文書」に係る文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、調査の実施を委託している外部の調査会社が作成する「オペレーターマニュアル」を該当文書として特定した。マニュアルはNHKの調査に係る情報であり、NHKと調査会社の間に守秘義務があり、また、NHKおよび調査会社の調査手法に係る情報であり、開示することによりNHKおよび調査会社の調査業務に支障を及ぼすおそれがあり、法人に関する情報であり、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあり、NHK情報公開規程（以下「規程」）第8条1項1号、4号、6号前段に該当するため、開示することができないとした。

なお、重ね聞きにより回答の割合をコントロールしているというような事実はない、と情報提供をした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

### 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、NHKの調査に係る情報であり、NHKと調査会社の間に守秘義務があり、また、NHKおよび調査会社の調査手法に係る情報であり、開示することによりNHKおよび調査会社の調査業務に支障を及ぼすおそれがあり、法人に関する情報であり、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあり、規程第8条1項1号、4号、6号前段に該当するため、開示することができない。

### 3 審議委員会の判断

当審議委員会で資料を見分し、関係部局から説明を聴取したところ、開示の求めの文書は諮問第836号の対象文書と同じであり、記載内容についてNHKに守秘義務が存在するほか、NHK以外の法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあり、それぞれ規程第8条1項6号前段および4号に該当するものと認められ

ることから、同条同項1号の該当性については判断するまでもなく、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

#### 4 審議の経過

2021年 5月31日 (第303回審議委員会)

第840号

諮問、審議、答申